

落合開発株式会社(派 22-300535)

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日施工の「労働者派遣法改正法」により、派遣先から受け取る派遣料金に占められる派遣料金と派遣労働者に支払う差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\begin{aligned} & (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額} \\ & = \text{マージン率}(21\%) \end{aligned}$$

※小数点第 2 位以下を四捨五入

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者賃金だけではなく、それ以外に必要な経費には主に以下のようなものがあります。

- 派遣労働者の社会保険
- 派遣労働者の有給休暇費用
- 管理費
- その他経費